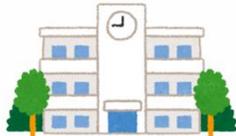


市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組について

～将来にわたって子どもたちが充実した教育環境で学ぶために～



1 目的

今後の児童(小学生)・生徒(中学生)数の変容を見据え、将来にわたって子どもたちがより良い教育環境で学ぶことができるよう、学校規模(学級数)が一定の基準を上回る又は下回る学校について、規模適正化の方策を実施していくものです。

【適正な学校規模になることによる教育的効果の展望】

- 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい
- 児童・生徒の人間関係が深まりやすい
- 豊かな人間関係を構築したり、多様な考え方に触れる機会を得やすい
- クラス替えが可能となり、人間関係や相互の評価の固定化を回避しやすい

2 検討の経過

令和3年度に策定した「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき取組の方向性(案)をまとめ、附属機関や庁内検討組織において審議・検討を進めてきました。

また、対象となる学校の保護者や地域の皆様などに対しては、様々な機会を捉えて取組の周知を図るとともに、御意見を伺ってきました。

令和5年度については、学校の統廃合の検討を進めている小鮎地区と荻野地区において意見交換会を実施し、方策の方向性(案)について御意見をいただきました。

【参考】これまでの取組

年月	内容	対象	人数等
R4.6~10	関係団体等への説明(計113回実施)	市議会議員、地区館長、自治会連絡協議会、学校長、PTA、学校運営協議会等	-
R4.10~11	説明会(11校・33回実施)	対象学校の児童・生徒保護者及び未就学児保護者、対象地域の住民	参加者数 536人
R5.1~2	アンケート調査(7,360人送付)		回答者数 2,774人
R5.10~11	意見交換会(5校・10回実施)		参加者数 143人

3 意見交換会での御意見について

意見交換会では保護者や地域の皆様から多数の御意見をいただきました。小鮎地区では、通学区域の変更に伴う通学負担や通学路の安全性、今後の取組の進め方等について多くのご意見をいただきました。

荻野地区では、通学負担の軽減や、地域づくり等様々な視点からの御意見をいただきましたが、特に、統合先となる小学校や実施時期について多くの御意見をいただきました。いただいた御意見については十分留意し、取組を進めていきます。

4 各地区における方策の方向性

(1) 通学区域の再編成を伴う方策を実施する地区

地区	優先的対象校	方策	方策選択の根拠	適正配置の方策(通学負担軽減策)
荻野	荻野小・ 鳶尾小・ 上荻野小	【1校に統合】 3小学校を荻野小の敷地又は鳶尾小の敷地に統合	<ul style="list-style-type: none"> ・通学区域の再編成による学校規模適正化が困難(地域の小学校で児童数を標準化しても、全ての小学校が優先的対象校となる見込み) ・適正規模に必要な最小の児童数との乖離が大きく、通学区域制度の弾力的運用では学校規模適正化が困難 	【1校に統合の場合】 スクールバスの運行
		【2校に統合】 3小学校を上荻野小の敷地と鳶尾小の敷地に統合		【2校に統合の場合】 方策の対象となる児童は見込まれない
小鮎	飯山小	小鮎小の敷地への統合		<ul style="list-style-type: none"> ①スクールバスの運行 ②住所地から近い場所にある学校への通学を認める

(2) 通学区域制度の弾力的運用を実施する地区

地区	優先的対象校	方策	方策選択の根拠
小鮎	小鮎中	小規模特認校制度	<ul style="list-style-type: none"> ・学校立地場所が他地域の通学区域から遠いため、「通学区域の一部区域における学校選択制」は適さない ・地区内に小学校及び中学校が1校のみ立地
玉川	玉川小		
森の里	森の里小・森の里中		
南毛利南	東名中		
相川	相川小	学校選択制	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の児童数は増加していく見込み ・現在も「通学区域の一部区域における学校選択制」を導入している

5 方策実施に係る考え方について

(1) 通学区域の再編成を伴う方策を実施する地区

ア 荻野地区

荻野地区の3小学校については、施設が耐用年数を迎えるまで一定程度期間がある(最短で鳶尾小学校北棟及び南棟校舎：令和38年度)ことや、統合に当たり検討すべき事項が多くあることから、「厚木市公共施設個別施設計画」や、昨年度策定した「厚木市における小中一貫教育の在り方について」などの関係施策との整合性を図りつつ、保護者や地域住民の御意見をお伺いしながら、方策の方向性決定に向けて検討を進めていきます。

イ 小鮎地区

小鮎小学校は令和9年度、小鮎中学校は令和12年度に、それぞれ施設の一部が目標耐用年数を迎えることから、施設の再整備を進める必要があります。また、本市では「厚木市における小中一貫教育の在り方について」を策定し、小中連携教育の取組を推進していることから、施設の再整備に当たっては、小中一貫教育の推進や小中一体型施設の整備を視野に入れながら検討を進めます。そうしたことを踏まえ、統廃合については、令和15年度を見込んでいる新校舎の供用開始時期以降の実施を見据え、取り組んでいきます。

(2) 通学区域制度の弾力的運用を実施する地区

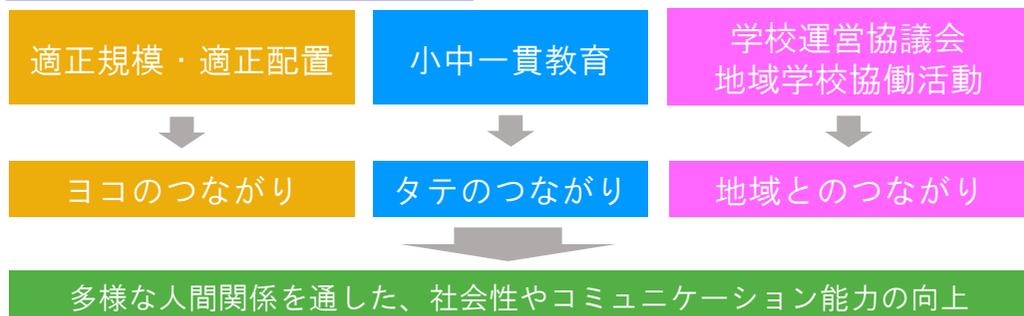
通学区域制度の弾力的運用を実施する学校については、適正規模の実現に向け、入学希望者が増加するような魅力ある学校づくりが必須となることから、「厚木市における小中一貫教育の在り方について」などの関係施策との整合性を図りながら、保護者や地域住民とともに、各地区の特色を持った学校づくりに向けて検討を進めていきます。

6 方策の実施により目指す新しい厚木の教育について

本取組による**適正規模の実現**のほか、**小中一貫教育の推進**等の取組や地域と一体で取組を進めている**学校運営協議会（CS）・地域学校協働活動の推進**により、小鮎・荻野地区における新しい教育、学校の在り方を確立し、市が目指す教育の先駆けとなるような**夢のある学校づくり**をしていきます。

新しい学校づくり四つのねらい

①より豊かな人間関係の形成



②学びの質の向上

- ・より多くの教職員による、より多様な観点での指導
- ・小中一貫教育による9年を見据えた系統的な教育
- ・校区が広がり、より豊富となる人的資源を有効活用し、CS・地域学校協働活動を深化させることで、学校教育と社会教育の両面からの教育環境を向上

③教職員の能力向上・子どもたちと向き合う時間の確保

- ・校内研修の活性化、小・中学校間の教職員の交流等による教職員の能力の向上
- ・より多くの教職員での校務分掌の分担や連携体制による、子どもたちと向き合う時間の確保

④魅力ある学校・地域

- ・新たな学校づくりを通じた学校教育の充実を地域の魅力づくりにつなげることによる、地域全体の活性化
- ・各学校が有する教育資源を積極的に新たな学校づくりや教育活動に活用し、子どもたちの地域への愛着を育むことによる、学校と地域との結びつきの強化

7 学校跡地の取扱いについて

市公共施設最適化基本計画では「複合化等の統廃合による余剰施設や利用者ニーズの低下により廃止した施設については、原則として売却することにより、公共建築物全体の維持管理等費用として活用」することとしていますが、学校施設は市民にとって最も身近な公共施設であり、避難場所としての機能、地域コミュニティの拠点としての役割を担っていることから、学校跡地の取扱いについては、方針に基づき、基本的な考え方、手続、検討体制等を整理した上で、行政需要や地域の意向、ニーズ等に配慮して検討を進めていきます。

8 今後の取組の進め方について【参考：小鮎地区】

小鮎地区での適正規模・適正配置の取組、スケジュールの目安は次のとおりになります。方策の方向性決定後は、小中一貫教育や小鮎小学校の新校舎の整備の方向性を踏まえ、小鮎地区の新しい学校づくりに向けた検討を進めます。

なお、検討に当たっては方策の実施時期を見据え、一定期間以上の地域での検討・準備期間（下図赤枠内）を設け、地域の実情を踏まえた学校づくりを進めます。

【適正規模・適正配置の取組】

新しい学校づくりに必要となる事項の検討

小中一貫教育や新校舎の整備の方向性を踏まえた新しい学校づくりについての検討・整理

（仮称）小鮎地区適正規模・適正配置推進部会での検討

小鮎地区における適正規模・適正配置の方策の推進について（仮称）小鮎地区適正規模・適正配置推進部会での検討

小鮎地区適正規模・適正配置推進計画の策定

- ・市民参加条例に基づく市民参加手続の実施（パブコメ等）
- ・小鮎地区適正規模・適正配置推進計画の策定

適正規模・適正配置推進計画の推進

両校統合に向けた準備委員会の設置等

小鮎小及び飯山小の交流事業等実施

- ・両校の交流事業の実施
- ・両校における学校運営上のルールの調整
- ・新しい学校づくりに向けた児童参加の取組の実施

学校統合の実施・新校開校（令和15年度以降）

【関連する取組】

小中一貫教育
推進の方向性

小鮎小学校・中
小学校の施設整備
の方向性

学校跡地
の検討